

事業者温室効果ガス削減等計画書・実績報告書  
(特定事業者)  
作成要領

令和6年(2024年)4月

北海道経済部  
ゼロカーボン推進局ゼロカーボン戦略課

## はじめに

この作成要領は、北海道地球温暖化防止対策条例（平成21年北海道条例第57号。以下「条例」といいます。）条例第14条第1項及び第15条に規定する特定事業者の皆様を作成していただく「事業者温室効果ガス削減等計画書」及び「事業者温室効果ガス削減等計画実績報告書」の作成方法等について説明したものです。

北海道経済部ゼロカーボン推進局ゼロカーボン戦略課

# 目 次

<b>第 1 章 温室効果ガスの排出量の把握及び削減等の措置を行う事業活動の範囲等</b>	
1 対象となる事業活動の範囲	．．．．． P 1
2 原油換算エネルギー使用量の算定方法	．．．．． P 1
3 連鎖化事業者の要件	．．．．． P 1
4 「常時使用する従業員」の範囲	．．．．． P 2
<b>第 2 章 温室効果ガスの排出量</b>	
1 温室効果ガスの排出量の算定期間	．．．．． P 3
2 温室効果ガスの排出量の算定方法	．．．．． P 3
<b>第 3 章 事業者温室効果ガス削減等計画書の作成</b>	
1 共通事項	．．．．． P 6
2 計画期間	．．．．． P 8
3 温室効果ガスの排出の量の削減等の目標及び当該目標を達成するために講ずる措置	．．．．． P 8
4 再生可能エネルギーの導入の目標及び当該目標を達成するために講ずる措置	．．．．． P 8
5 温室効果ガスの排出の量の削減等の目標を達成するために講ずる措置及び再生可能エネルギーの導入の目標を達成するために講ずる措置以外の地球温暖化の防止を図るために講ずる措置	．．．．． P 8
6 変更後の事業者温室効果ガス削減等計画書	．．．．． P 8
<b>第 4 章 事業者温室効果ガス削減等計画実績報告書の作成</b>	
1 共通事項	．．．．． P 9
2 温室効果ガスの排出の状況	．．．．． P 9
3 温室効果ガスの排出の量の削減等の実績及び講じた措置	．．．．． P 9
4 再生可能エネルギーの導入の実績及び講じた措置	．．．．． P 9
5 温室効果ガスの排出の量の削減等の目標を達成するために講じた措置及び再生可能エネルギーの導入の目標を達成するために講じた措置以外の地球温暖化の防止を図るために講じた措置	．．．．． P 10
<b>第 5 章 提出に関する事項</b>	
1 提出書類等	．．．．． P 11
2 計画書等の公表方法	．．．．． P 12
3 適用除外	．．．．． P 12
<b>【資 料】</b>	
別表 1 排出量等算定シート（令和 6 年度報告用）	．．．．． P 13
別表 2 地球温暖化係数	．．．．． P 14
入力例（事業者温室効果ガス削減等計画書）	．．．．． P 15
入力例（事業者温室効果ガス削減等計画実績報告書）	．．．．． P 17

## 第1章 温室効果ガスの排出量の把握及び削減等の措置を行う事業活動の範囲等

北海道地球温暖化防止対策条例施行規則（平成21年北海道規則第105号。以下「規則」という。）第4条第1号から第4号に規定する特定事業者が、「事業者温室効果ガス削減等計画書」及び「事業者温室効果ガス削減等計画実績報告書」を作成するに当たって、対象となる事業活動の範囲、規則第4条第1号及び第2号に規定する原油換算エネルギー使用量の算定方法、連鎖化事業者の要件及び規則第4条第4号に規定する「常時使用する従業員」の範囲は次のとおりです。

### 1 対象となる事業活動の範囲

#### (1) 規則第4条第1号に規定する事業者

道内に設置している工場又は事務所その他の事業場（以下「工場等」という。）において行われる事業活動のうち、エネルギー起源二酸化炭素の発生を伴うものをいいます。

#### (2) 規則第4条第2号に規定する事業者

道内に設置している工場等及び連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等において行われる事業活動のうち、エネルギー起源二酸化炭素の発生を伴うものをいいます。

#### (3) 規則第4条第3号に規定する事業者

貨物輸送又は旅客輸送の用に供する自動車の走行に係るもののうち、エネルギー起源二酸化炭素の発生を伴うものをいいます。

なお、本号のみに該当する場合、本社、営業所、物流拠点等における事業活動は算定対象に含まれません。

※第1号または第2号にも該当する場合は、各活動範囲の算定が必要になります。

#### (4) 規則第4条第4号に規定する事業者

道内に設置している工場等において算定の対象となる事業活動が行われており、エネルギー起源二酸化炭素以外の温室効果ガスの種類ごとに道内に設置する全ての工場等の排出量合計（別表2に掲げる地球温暖化係数を乗じて得た数値。）が年間3,000t-CO<sub>2</sub>以上の当該温室効果ガスの排出を伴うものをいいます。

なお、連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等において行われる事業活動を含みます。

### 2 原油換算エネルギー使用量の算定方法（省エネ法における算定方法と概ね同じ）

規則第4条第1号及び第2号に規定する原油換算エネルギー使用量の算定は、別表1のSTEP1「年間使用量」欄にエネルギー種類ごとの前年度のエネルギー使用量を入力することで、自動計算され、STEP4の「【A】原油換算エネルギー使用量」に表示されます。

なお、事業者温室効果ガス削減等計画書及び事業者温室効果ガス削減等計画実績報告書を提出する際には、この別表1を添付する必要はありません。

### 3 連鎖化事業者の要件

(1) 定型的な約款による契約に基づき、特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業であって、当該約款に以下の事項に関する定めがある者を「連鎖化事業者」とします。

#### ① エネルギー起源二酸化炭素

（燃料の燃焼、他人から供給された電気又は熱の使用に伴い排出される二酸化炭素）

ア エネルギーの使用の状況の報告に関する事項

イ 空気調和設備、冷凍機器・冷蔵機器、照明器具、調理用機器・加熱用機器の機種、性能又は使用方法の指定に関する事項

#### ② エネルギー起源二酸化炭素以外の温室効果ガス

（エネルギー起源二酸化炭素以外の二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄及び三ふっ化窒素）

ア 温室効果ガスの排出を伴う事業活動の状況の報告に関する事項

イ アの報告に係る温室効果ガスの区分に応じ、温室効果ガスの排出を伴う事業活動に係る設備の機種、性能又は使用方法の指定に関する事項

(2) 連鎖化事業者と加盟者との間で締結した約款以外の契約書又は連鎖化事業者が定めた方針、行動規範若しくはマニュアルに（1）の①又は②の定めがあって、それらの定めを遵守する

よう約款に定めがある場合には、約款に（１）の①又は②の定めがあるものとみなします。

#### 4 「常時使用する従業員」の範囲

規則第4条第4号に規定する「常時使用する従業員」とは、事業者温室効果ガス削減等計画書を提出する年の前年度の4月1日時点で、期間を定めずに使用されている者もしくは1ヶ月を超える期間を定めて使用されている者（いわゆる「社員」等である期間が連続して1ヶ月を超える者）又は同年の2月及び3月中にそれぞれ18日以上使用されている者をいいます（嘱託、パート、アルバイトと呼ばれている者も含まれる場合があります）。

次の表に、常時使用する従業員として数えるもの（“○”のもの）を示します。

なお、常時使用する従業員の数は、事業者全体（道外分も含む。）で判断してください。

役員	正社員等	臨時雇用者	他への派遣者 (出向者)	別事業者 への下請 け労働	他からの 派遣者 (出向者)	別事業者か らの下請け 労働
×	○	×	×	×	○	○

注) 役員であっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、常時使用する従業員の数として数えてください。

## 第2章 温室効果ガスの排出量

### 1 温室効果ガスの排出量の算定期間

温室効果ガスの排出量の算定の期間は、次のとおりです。

- (1) 二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素  
報告する年の属する年度の前年度1年間（4月1日から翌年3月31日まで）
- (2) ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄及び三ふっ化窒素  
報告する年の属する年度の前年1年間（1月1日から12月31日まで）

### 2 温室効果ガスの排出量の算定方法

温室効果ガスの排出量の算定は、別表1を用いて次の手順により行ってください。

なお、事業者温室効果ガス削減等計画書及び事業者温室効果ガス削減等計画実績報告書を提出する際には、別表1を添付する必要はありません。

※電気事業用の発電所又は熱供給事業用の熱供給施設を設置している事業者の場合、他人に供給した電気又は熱に伴う排出量は控除して算定してください。

#### 【STEP 1】 エネルギー起源二酸化炭素の算定

- ① 手順1  
エネルギーの種類ごとに、エネルギーの使用量を「年間使用量」欄に入力。
- ② 手順2  
外部へ供給したエネルギーがある場合は、エネルギーの種類ごとに、「外部供給量」欄に入力。
- ③ 手順3  
電気の排出係数について、北海道電力(株)の基礎排出係数と調整後排出係数（メニューC（残差））を初期値として入力していますので、北海道電力(株)以外の電力会社と契約している場合には、ファイル内の「電気事業者排出係数一覧」シートを参考に、契約している電力会社の基礎排出係数及び契約メニューに応じた調整後排出係数を「排出係数」欄にそれぞれ入力。  
※一覧から排出係数を転記する際は、小数点以下3桁となるよう1000を乗じてください。

#### 【STEP 2】 エネルギー起源二酸化炭素以外の温室効果ガスの排出量の算定

エネルギー起源二酸化炭素以外の温室効果ガスの排出量については、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）の算定方法等により算出した物質ごとの排出量に別表2に掲げる温室効果ガスごとの地球温暖化係数を乗じて得た数値を「温室効果ガスの排出量」欄に入力。

#### 【STEP 3】 調整後排出量において温室効果ガス排出量から控除する量の算定

温室効果ガスの排出量から控除する量の算定は、クレジットの種類ごとに当該年度の排出量に対して無効化したクレジット等の利用量を入力。

なお、控除の対象となるクレジットの種類については以下のとおり。

（※）控除できるア、イ、ウの合計は、電気の使用に伴う排出量が上限となります。

- ア 非化石電源二酸化炭素削減相当量  
調達した非化石証書の量を入力。
- イ グリーン電力証書（グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量）  
グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量認証制度において認証された量を入力。
- ウ グリーン熱証書（グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量）  
グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量認証制度において認証された量を入力。
- エ J-クレジット等により創出されたクレジット  
他の者が自主的に行った地球温暖化対策により削減され、又は吸収された二酸化炭素の量のうち、J-クレジット制度、国内クレジット制度、オフセット・クレジット（J-VER）制度、二国間クレジット制度（JCM）により認証された温室効果ガスの量を入力。

【STEP 4】 算定結果及び原単位の設定

算定結果（A、B、C）を、事業者温室効果ガス削減等計画書又は事業者温室効果ガス削減等計画実績報告書の該当する項目にそれぞれ入力。

また、「エネルギーの使用量と密接な関係を持つ値（売上・建物面積など）」及び「密接な関係を持つ値の単位」を入力し、排出原単位を設定。（有効桁数3桁）

◆ 排出量算定の対象となる事業活動

令和6年4月1日施行の法令改正で新たに算定対象に追加された活動は**赤字**、排出係数の区分を見直した活動は**青字**、数値のみを更新した活動は**緑字**、変更のない活動は黒字、削除された活動は取り消し線で記載しています。

エネルギー起源二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )
都市ガスの使用
燃料の使用
他人から供給された電気の使用
他人から供給された熱の使用
非エネルギー起源二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )
石炭の生産
原油又は天然ガスの試掘
原油又は天然ガスの性状に関する試験の実施
原油又は天然ガスの生産
原油の輸送
地熱発電施設における蒸気の生産
セメントの製造
生石灰の製造
ソーダ石灰ガラスの製造
炭酸塩の使用
アンモニアの製造
シリコンカーバイドの製造
カルシウムカーバイドの製造
二酸化チタンの製造
ソーダ灰の製造
エチレン等の製造

非エネルギー起源二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> ) (続き)
カルシウムカーバイドを原料としたアセチレンの使用
電気炉における炭素電極の使用
鉄鋼の製造における鉱物の使用
鉄鋼の製造において生じるガスの燃焼（フレアリング）
潤滑油等の使用
非メタン揮発性有機化合物（NMVOC）を含む溶剤の焼却
ドライアイスの製造
ドライアイスの使用
炭酸ガスのボンベへの封入
炭酸ガスの使用
耕地における肥料の使用
廃棄物の焼却

メタン (CH <sub>4</sub> )
燃料の使用
コークスの製造
電気炉における電気の使用
石炭の生産
木炭の製造
原油又は天然ガスの試掘
原油又は天然ガスの性状に関する試験の実施
原油又は天然ガスの生産
原油の輸送
原油の精製
天然ガスの輸送
都市ガスの製造
都市ガスの供給
地熱発電施設における蒸気の生産
エチレン等の製造
家畜の飼養（消化管内発酵）
家畜の排せつ物の管理
稲作
農業廃棄物の焼却
廃棄物の埋立処分
堆肥の生産
廃棄物の焼却
工場廃水の処理
下水、し尿等の処理

ハイドロフルオロカーボン (HFC)
クロロジフルオロメタンの製造
ハイドロフルオロカーボンの製造
マグネシウム合金の casting
半導体素子等の製造におけるHFC又はPFCの使用
冷凍空調機器の製造におけるHFCの封入
業務用冷凍空調機器の使用開始におけるHFCの封入
業務用冷凍空調機器の整備におけるHFCの回収及び封入
家庭用電気冷蔵庫等HFC封入製品の廃棄におけるHFCの回収
プラスチック製造における発泡剤としてのHFCの使用
噴霧器の製造におけるHFCの封入
噴霧器の使用
溶剤等の用途へのHFCの使用

パーフルオロカーボン (PFC)
アルミニウムの製造
パーフルオロカーボンの製造
半導体素子等の製造におけるPFC、HFC又はNF <sub>3</sub> の使用
光電池の製造におけるPFCの使用
溶剤等の用途へのPFCの使用
鉄道事業又は軌道事業用整流器の廃棄

一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)
燃料の使用
木炭の製造
原油又は天然ガスの性状に関する試験の実施
原油又は天然ガスの生産
アジピン酸等の製造
麻酔剤の使用
半導体素子等の製造
家畜の排せつ物の管理
耕地における肥料の使用
耕地における農作物の残さの肥料としての使用
林地における肥料の使用
農業廃棄物の焼却
堆肥の生産
廃棄物の焼却
工場廃水の処理
下水、し尿等の処理

六ふっ化硫黄 (SF <sub>6</sub> )
六ふっ化硫黄の製造
マグネシウム合金の casting
半導体素子等の製造におけるSF <sub>6</sub> の使用
変圧器等電気機械器具の製造及び使用の開始におけるSF <sub>6</sub> の封入
変圧器等電気機械器具の使用
変圧器等電気機械器具の点検におけるSF <sub>6</sub> の回収
変圧器等電気機械器具の廃棄におけるSF <sub>6</sub> の回収
粒子加速器の使用

三ふっ化窒素 (NF <sub>3</sub> )
三ふっ化窒素の製造
半導体素子等の製造におけるNF <sub>3</sub> の使用

具体的な対象活動、算定方法については、環境省Webページに掲載の「**温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度**」を参照してください。( URL : <https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/> )



### 第3章 事業者温室効果ガス削減等計画書の作成

条例第14条第1項の事業者温室効果ガス削減等計画書は、規則第5条第1項に定める別記第1号様式により、次の事項を記載して作成してください。

また、数字は算用数字を用いて、提出日を入力してください。

#### 1 共通事項

##### (1) 提出者の住所・氏名

条例第14条第1項に規定する特定事業者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）、氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）を入力してください。

また、法人の代表者が、事業所長や工場長など条例に係る諸手続について、責任を持って行える者を代理人として委任することができます。この場合には下図のとおり入力してください。

なお、計画書等に委任状を添付する必要はありませんが、法人内部で適切な委任行為を行ってください。

<b>別記第1号様式（第5条、第7条関係）</b>	
事業者温室効果ガス削減等計画書	
令和××年××月××日	
北海道知事 様	住所 ○○市△△町☆☆番地
	（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
	氏名 ○○産業株式会社
	代表取締役 東京 太郎
	代理人 北海道工場長 札幌 二郎
	（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
北海道地球温暖化防止対策条例第14条第1項（第3項）の規定により、別紙のとおり提出します。	

注：代理人に委任する場合は、代表者氏名の下に代理人の役職及び氏名を入力してください。

令和3年（2021年）4月1日より、代表者の押印を廃止しています。

##### (2) 事業者の主な業種

日本標準産業分類の中分類から主な業種を1つ選択し、その2桁の番号及び業種名を入力してください。

なお、日本標準産業分類の分類表は、下記又は参考1を参照してください。

[https://www.soumu.go.jp/toukei\\_toukatsu/index/seido/sangyo/index.htm](https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/index.htm)

##### (3) 商標又は商号等

連鎖化事業者にあっては、当該連鎖化事業に係る特定の商標、商号その他の表示について入力してください。

##### (4) 事業者の種類

3つの要件の中から該当する□内にレ印を入力してください（複数の要件に該当する場合は、該当する要件を全て選択）。

また、規則第4条第1号から第4号に該当する事業者は、下記の内容についても入力してください。

ア 規則第4条第1号又は第2号に該当する事業者

「原油換算エネルギー使用量の欄」に、道内に存する工場等（連鎖化事業者にあっては、加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。）の原油換算エネルギー使用量の合計を入力してください。（別表1 STEP4のA欄の数値を転記）

イ 規則第4条第3号に該当する事業者

「保有する自動車の種類及び台数」の欄に、自動車の使用の本拠の位置を道内に登録している車両の種類（トラック、バス、タクシー）及び前年度の3月31日における台数を入力してください。

ウ 規則第4条第4号に該当する事業者

「該当する温室効果ガスの種類」欄にエネルギー起源二酸化炭素以外の温室効果ガスの種類を入力してください。なお、該当する温室効果ガスの種類が2種類以上ある場合は、すべて入力してください。

(5) 事業の概要

「事業の概要」欄には、主な事業の内容を入力してください。

(6) 事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の把握

① 基準年度

計画期間における初年度の前年度又は前々年度（基準年度は、事業者が選択する。）として、同欄の「( ) 年度」内に基準となる年度を入力してください。

② 温室効果ガスの排出量の算定

第1章「温室効果ガスの排出量の算定方法」により算定した、基準年度の温室効果ガスの排出量を入力してください。（別表1 STEP 4のB欄の数値を転記）

また、調整後温室効果ガス排出量についても、併せて入力してください。（別表1 STEP 4のC欄の数値を転記）

(7) 事業活動に伴う温室効果ガス排出原単位

① 温室効果ガス排出原単位の設定

計画を作成しようとする事業者は、温室効果ガスの排出状況及び計画期間における取組の内容などを総合的に勘案して、事業活動に伴う温室効果ガス排出原単位を設定し入力してください。（別表1 STEP 4のD欄で設定した数値と単位を転記）

(原単位に用いる指標の例)

区 分	原単位に用いる指標
製造業	生産数量（トン）、生産金額（円）
小売業（百貨店、スーパーマーケット等）	売場面積（m <sup>2</sup> ）、売上金額（円）
ビル	建物延床面積（m <sup>2</sup> ）、空調面積（m <sup>2</sup> ） 空調容積（m <sup>3</sup> ）
ホテル	宿泊人員（年・人）
運送	輸送重量（トン）、走行距離（km）

原単位に用いる指標の例によらず、事業活動の特性をもとにエネルギー使用量と密接な関係にある最も適した指標を定めることができます。

※ 排出原単位は、経済活動単位当たりの温室効果ガス排出量を算出・比較することで、事業活動の拡大などによって表面化しない温室効果ガス排出削減の取組成果を表すことが可能です。

② 原単位に用いた指標

原単位に用いた生産数量（トン）、生産金額（円）、建物床面積（m<sup>2</sup>）などの指標を入力してください。

なお、事業の内容により単一の原単位を設定できない場合は、活動実態に即した複数の「温室効果ガスの排出量と密接な関係を持つ値」を重み付け合算することにより、原単位を設定することができます。

③ 原単位に用いた指標の設定方法

事業の内容により単一の原単位を設定できない場合に、活動実態に即した複数の「温室効果ガスの排出の量と密接な関係を持つ値」を重み付け合算することにより設定した原単位の設定方法（考え方）を入力してください。

(設定方法の例)

区 分	設定方法の例
小売業（8割）・ビル業（2割）を営む事業者	$\frac{\text{全排出量} \times \text{小売業の排出割合} (0.8)}{\text{生産金額} (\text{円})} + \frac{\text{全排出量} \times \text{ビル業の排出割合} (0.2)}{\text{空調面積} (\text{m}^2)}$

## 2 計画期間

計画の期間を入力してください。なお、提出する日の属する年度から3箇年度としてください。

## 3 温室効果ガスの排出の量の削減等の目標及び当該目標を達成するために講ずる措置

北海道地球温暖化対策指針（以下、「指針」という。）の第1章に示す事項をもとに、事業活動の特性に応じて、実施可能な対策を検討したうえ、計画期間の年度ごとに、基準年度の排出の量に対し目標として定める削減量及び適切かつ有効な措置を簡潔に入力してください。

また、エネルギー起源二酸化炭素以外の温室効果ガスを対象とする規則第4条第4号に規定する事業者にあつては、排出量算定の方法として活動量による算定を行っていることから、必ずしも措置の入力の必要はありませんので留意してください。

なお、個々の工場等で措置の内容等が異なる場合は、工場毎に作成した措置の内容等を別添として提出することができます。

## 4 再生可能エネルギーの導入の目標及び当該目標を達成するために講ずる措置

「導入の目標」欄には、計画期間の年度ごとに、導入する再生可能エネルギー源由来の電気又は熱における目標値について、以下の例を参考に記載してください。また、「措置の内容」欄には、「導入の目標」を達成するために行う具体的な措置の内容を簡潔に入力してください。

### 【入力例】

電気：太陽光パネルを200kWh設置する場合

→「200kWh」と入力してください。

再エネ由来電力メニューを契約し、自社電力の再エネ利用率を100%とする場合

→「100%」と入力してください。

熱：地中熱利用により、空調・給湯設備のエネルギー使用量を70%削減する場合

→「70%」と入力してください。

## 5 温室効果ガスの排出の量の削減等の目標を達成するために講ずる措置及び再生可能エネルギーの導入の目標を達成するために講ずる措置以外の地球温暖化の防止を図るために講ずる措置

上記3及び4以外に講ずる措置について、該当がある場合は計画期間の年度ごとに、その内容を簡潔に入力してください。

また、計画期間以前に行った特筆すべき地球温暖化防止のために取組を実施した場合には、本欄に入力することができます。

なお、個々の工場等で措置の内容等が異なる場合は、工場毎に作成した措置の内容等を別添として提出することができます。

## 6 変更後の事業者温室効果ガス削減等計画書

条例第14条第3項の変更後の事業者温室効果ガス削減等計画書は、規則第7条第1項に定める別記第1号様式により作成してください。

なお、次の場合は、変更後の事業者温室効果ガス削減等計画書の作成が必要となります。

- ① 特定事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）に変更があった場合。
- ② 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量や温室効果ガス排出原単位に変更があった場合。
- ③ 温室効果ガスの排出の量の削減等の目標及び当該目標を達成するために講ずる措置の内容に変更があった場合。
- ④ 温室効果ガスの排出の量の削減等の目標及び当該目標を達成するために講ずる措置及び再生可能エネルギーの導入の目標及び当該目標を達成するために講ずる措置以外の地球温暖化の防止を図るために講ずる措置に変更があった場合。
- ⑤ 措置の実施時期に変更があった場合。

## 第4章 事業者温室効果ガス削減等計画実績報告書の作成

条例第15条の事業者温室効果ガス削減等計画実績報告書は、規則第8条第1項に定める別記第2号様式により、次の事項を記載して作成してください。

また、数字は算用数字を用いて、提出日を入力してください。

### 1 共通事項

第3章の1を参照してください。

### 2 温室効果ガスの排出の状況

#### (1) 温室効果ガスの排出の量

計画実施年度の温室効果ガスの排出の量を入力してください。また、計画期間の2箇年度目以降は、過年度分の温室効果ガスの排出の量についても入力してください。

なお、温室効果ガスの算定方法は、第2章(P3)を参照してください。

#### (2) 温室効果ガスの排出の量の対基準年度比

計画実施年度の温室効果ガス排出量を事業活動に伴う温室効果ガス排出量で除した数値に100を乗じた数値を入力してください。また、計画期間の2箇年度目以降は、過年度分の対基準年度比についても入力してください。

#### (3) 温室効果ガス排出原単位

「温室効果ガス排出原単位」欄には、計画実施年度及び過年度分の温室効果ガス排出原単位を入力してください。

温室効果ガス排出原単位は、事業活動に伴う温室効果ガス排出原単位を設定した場合と同様の方法で、計画実施年度の温室効果ガスの排出量の数値を当該年度の生産数量、建物延床面積その他の温室効果ガスの排出の量の数値と密接な関係を持つ値等で除して得た数値としてください。

なお、原則、計画書で使用した排出原単位の指標を用いることとし、指標の変更はしないでください。

#### (4) 温室効果ガスの排出原単位の対基準年度比

「温室効果ガスの排出原単位の対基準年度比」欄には、計画実施年度の温室効果ガス排出原単位を基準年度及び過年度分の温室効果ガス排出原単位で除した数値に100を乗じた数値を入力してください。

### 3 温室効果ガスの排出の量の削減等の実績及び講じた措置

「削減等の実績」欄には、「事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量(基準年度)」から当該年度の「温室効果ガスの排出の量」を差し引いた数値を入力してください。

また、「講じた措置」欄には、事業者温室効果ガス削減等計画書(変更があった場合は、変更後の事業者温室効果ガス削減等計画書)の「当該目標を達成するために講ずる措置」欄に入力した措置についての実施状況を簡潔に入力してください。

また、措置を見直した場合は、変更又は追加した措置を併せて入力してください。

なお、個々の工場等で措置の内容等が異なる場合は、工場毎に作成した措置の内容等を別添として提出することができます。

### 4 再生可能エネルギーの導入の実績及び講じた措置

「導入の実績」欄には、計画期間の年度ごとに、導入した再生可能エネルギー電気又は熱における実績値について、以下の例を参考に入力してください。また「措置の内容」欄には、事業者温室効果ガス削減等計画書(変更があった場合は、変更後の事業者温室効果ガス削減等計画書)の「措置の内容」欄に入力した措置についての実施状況を簡潔に入力してください。

#### 【入力例】

電気：太陽光パネルを200kWh設置した場合

→「200kWh」と入力してください。

再エネ由来電力メニューを契約し、自社電力の再エネ利用率を100%とした場合

→「100%」と入力してください。

熱：地中熱利用により、空調・給湯設備のエネルギー使用量を70%削減した場合

→「70%」と入力してください。

**5 温室効果ガスの排出の量の削減等の目標を達成するために講じた措置及び再生可能エネルギーの導入の目標を達成するために講じた措置以外の地球温暖化の防止を図るために講じた措置**

事業者温室効果ガス削減等計画書（変更があった場合は、変更後の事業者温室効果ガス削減等計画書）の「温室効果ガスの排出の量の削減等の目標を達成するために講ずる措置及び再生可能エネルギーの導入の目標を達成するために講ずる措置以外の地球温暖化の防止を図るために講ずる措置」欄に入力した措置についての実施状況を簡潔に入力してください。

また、措置を見直した場合は、変更又は追加した措置を併せて入力してください。

なお、個々の工場等で措置の内容等が異なる場合は、工場毎に作成した措置の内容等を別添として提出することができます。

## 第5章 提出に関する事項

### 1 提出書類等

#### (1) 提出書類

- ア 事業者温室効果ガス削減等計画書又は変更後の事業者温室効果ガス削減等計画書  
(別記第1号様式)
- イ 事業者温室効果ガス削減等計画実績報告書(別記第2号様式)  
※記載内容について確認させていただく場合がありますので、各様式3ページ目の「担当者報告書」についても必ず入力をお願いします。

#### (2) 提出期限

- ア 事業者温室効果ガス削減等計画書  
計画初年度の7月末日までに提出
- イ 事業者温室効果ガス削減等計画実績報告書  
取組を実施した翌年度の7月末日までに提出

#### (3) 提出先

北海道経済部ゼロカーボン推進局ゼロカーボン戦略課  
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎 8階  
TEL: 011-204-5189  
メール: kansei.kikou@pref.hokkaido.lg.jp

#### (4) 提出方法

以下のいずれかの方法で提出してください。  
※来庁、郵送、FAX等による紙提出は、原則受け付けておりません。

##### ① 北海道電子申請サービス

排出量等算定シート(令和6年度報告用)を使用し算定後、以下のURLからウェブ上で計画書及び実績報告書の作成・提出が可能です。

なお、北海道電子申請サービスを始めて利用する方は、リンク先の案内に従って利用者登録を行なってください。

- 事業者温室効果ガス削減等計画書

<https://www.harp.lg.jp/SdsShinsei/directCall.harp?target=tetuduki&lgCd=010000&shinseiFmtNo=C36000&shinseiEdaban=01>

- 事業者温室効果ガス削減等計画実績報告書

<https://www.harp.lg.jp/SdsShinsei/directCall.harp?target=tetuduki&lgCd=010000&shinseiFmtNo=C36100&shinseiEdaban=01>

##### ② 北海道排出量ボードシステム支援システム(特定事業者専用報告システム)

以下のURLからシステム上で計画書及び実績報告書の作成・提出が可能です。また、排出量の算定はシステム内で行うことも可能です。

なお、本システムの利用に当たってはアカウント登録が必要です。(3)に記載のメールアドレス宛てに以下の必要事項を記載し送付してください。

##### (必要事項)

- 事業者名
- メールアドレス(原則、代表メールアドレス)
- 担当部署
- 担当者氏名
- 該当する特定事業者の要件  
(原油換算エネルギー使用量やトラック・バス・タクシーの台数等)

##### ③ 電子メール

以下のページから提出様式をダウンロードし、必要事項を入力の上、(3)に記載のメールアドレスまで送付してください。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/zcs/taisaku-jigyoutudou.html>

#### (5) 受理証の送付

提出いただいた報告内容を確認後、担当者宛てに受理証メールを送付します。

本受理証メールは、第4章の2に記載されているメリットを活用する際に必要となりますので大切に保管してください。

### (6) その他

令和5年4月の条例改正により新様式となっておりますが、令和4年度以前に計画書を提出されている場合は、旧様式により実績報告書を提出することが可能です。  
なお、新様式でも該当項目のみの入力で提出することができます。

## 2 計画書等の公表方法

提出いただいた事業者温室効果ガス削減等計画書及び事業者温室効果ガス削減等計画実績報告書については、次の方法により公表します。

### (1) 事業者温室効果ガス削減等計画書・実績報告書一覧

提出いただいた報告書データを Excel 形式の一覧で公表しています。本データは二次的利用が可能なオープンデータとなっておりますので、加工することが可能です。

### (2) 事業者別の原油換算エネルギー使用量・温室効果ガス排出量一覧

直近5箇年の実績に基づく事業者別の原油換算エネルギー使用量と温室効果ガス排出量のデータ一覧を公表しています。

### (3) 特定事業者温室効果ガス排出量報告の状況について

提出いただいた計画書等のデータを道が集計・加工したグラフ等を公表しています。

### (4) 事業者の取組事例の紹介

事業者の報告から取組事例を紹介しています。

## 3 適用除外

札幌市の区域のみで事業を行うもの、又は自動車の使用の本拠の位置が札幌市の区域のみであるものは、以下の事項について、適用を除外しています。

条項	適用除外となる事項
条例第14条関係	事業者温室効果ガス削減等計画書の作成・提出
条例第15条関係	事業者温室効果ガス削減等計画実績報告の作成・提出
条例第17条関係	事業者温室効果ガス削減等計画書等の公表

別表1 排出量等算定シート（令和6年度報告用）

原油換算エネルギー使用量・温室効果ガス排出量 算定シート

赤枠内の黄色セルに必要事項を記載してください。

STEP1 原油換算エネルギー使用量・エネルギー起源CO2の算定

エネルギーの種類	単位	年間消費量	外部供給量	実消費量	熱量GJ	単位熱量	単位	排出係数	CO2排出量
原油（コンデンサートを除く）	kl					38.3	GJ/kl	0.0190	
原油のうちコンデンサート（NGL）	kl					34.8	GJ/kl	0.0183	
燈油	kl					33.4	GJ/kl	0.0187	
ナフサ	kl					33.3	GJ/kl	0.0186	
ジェット燃料油	kl					36.3	GJ/kl	0.0186	
灯油	kl					36.5	GJ/kl	0.0187	
軽油	kl					38.0	GJ/kl	0.0188	
A重油	kl					38.9	GJ/kl	0.0193	
B・C重油	kl					41.8	GJ/kl	0.0202	
石油アスファルト	t					40.0	GJ/t	0.0204	
石油コーラス	t					34.1	GJ/t	0.0245	
石炭ガス						50.1	GJ/t	0.0163	
液化石油ガス（LPG）	t					48.1	GJ/千m <sup>3</sup>	0.0144	
石油系液化水素ガス	千m <sup>3</sup>					94.7	GJ/t	0.0139	
可燃性天然ガス	t					38.4	GJ/千m <sup>3</sup>	0.0139	
その他可燃性天然ガス	千m <sup>3</sup>					26.7	GJ/t	0.0246	
石炭						28.9	GJ/t	0.0245	
輸入原料炭	t					28.3	GJ/t	0.0251	
コーラス用原料炭	t					26.1	GJ/t	0.0243	
吹込用原料炭	t					24.2	GJ/t	0.0242	
輸入一般炭	t					27.8	GJ/t	0.0259	
輸入無煙炭	t					29.0	GJ/t	0.0299	
石油コーラス	t					37.3	GJ/t	0.0209	
コールタール	t					18.4	GJ/千m <sup>3</sup>	0.0109	
コーラス伊ガス	千m <sup>3</sup>					3.23	GJ/千m <sup>3</sup>	0.0264	
高圧ガス	千m <sup>3</sup>					3.45	GJ/千m <sup>3</sup>	0.0264	
発電用高圧ガス	千m <sup>3</sup>					7.53	GJ/千m <sup>3</sup>	0.0420	
低圧ガス	千m <sup>3</sup>					45	GJ/千m <sup>3</sup>	2.05	
都市ガス	千m <sup>3</sup>								
その他									
小計									
木材	t					13.6	GJ/t		
木村	t					13.2	GJ/t		
木質燃料	t					17.1	GJ/t		
バイオエタノール	kl					23.4	GJ/kl		
バイオディーゼル	kl					35.6	GJ/kl		
バイオガス	千m <sup>3</sup>					21.2	GJ/千m <sup>3</sup>		
その他バイオマス	t					13.2	GJ/t		
RDF	t					18.0	GJ/t	0.0162	
RFI	t					26.9	GJ/t	0.0166	
炭タイヤ	t					33.2	GJ/t	0.0135	
プラスチック 一般廃棄物	t					29.3	GJ/t	0.0257	
プラスチック 産業廃棄物	t					29.3	GJ/t	0.0239	
廃油、廃油から製造された燃料系水素油	kl					40.2	GJ/kl	0.0179	
プラスチック類から製造された燃料系水素油	kl					38.0	GJ/kl	0.0188	
廃棄物ガス	千m <sup>3</sup>					21.2	GJ/千m <sup>3</sup>		
混合燃料	t					17.1	GJ/t		
水素	t					142.0	GJ/t		
アンモニア	t					22.5	GJ/t		
その他									
小計									
地熱									
地熱から	GJ					1.17	GJ		0.0654
地熱以外の蒸気	GJ					1.19	GJ		0.0532
地熱	GJ					1.19	GJ		0.0532
地熱	GJ					1.19	GJ		0.0532
その他	GJ								
太陽熱	GJ								
太陽熱	GJ								
太陽熱	GJ								
小計									
電気事業者からの買電（基礎排出係数）	千kWh					8.54	GJ/千kWh	0.533	
電気事業者からの買電（調整後排出係数）	千kWh					8.54	GJ/千kWh	0.533	
電気事業者からの買電（基礎排出係数）	千kWh					8.54	GJ/千kWh	0.533	
電気事業者からの買電（調整後排出係数）	千kWh							0.541	
電気事業者からの買電（調整後排出係数）	千kWh							0.541	
電気事業者からの買電（調整後排出係数）	千kWh							0.541	
太陽光	千kWh					3.6	GJ/千kWh		
風力	千kWh					3.6	GJ/千kWh		
地熱	千kWh					3.6	GJ/千kWh		
水力	千kWh					3.6	GJ/千kWh		
その他（未開採のものを）	千kWh					3.6	GJ/千kWh		
小計									
熱量計									基礎排出量
									調整後排出量

STEP2 エネルギー起源CO2以外の温室効果ガスの排出量の算定

区分	単位	算定される排出量 (t-CO2)	特定事業者
エネルギー起源二酸化炭素以外の二酸化炭素			
（上記、エネルギー起源二酸化炭素以外の二酸化炭素の内、廃棄物の燃焼時の利用によるもの）			
メタンの排出量			
一酸化二酸化窒素の排出量			
六フッ化硫黄の排出量			
三フッ化窒素の排出量			
合計（エネルギー起源二酸化炭素以外の温室効果ガス温室効果ガス排出量）			

算定方法参考（環境省HP）  
[https://gg-sartek@hyo.ene.go.jp/files/manual/chpt\\_5-0.pdf](https://gg-sartek@hyo.ene.go.jp/files/manual/chpt_5-0.pdf)

STEP3 調整後排出量において温室効果ガス排出量から控除する量の算定

控除する手段	利用量	単位	控除する量 (t-CO2)
非化石電源二酸化炭素削減効果		千kWh	
グリーン電力証書（グリーンエネルギー二酸化炭素削減効果）		t-CO2	
グリーン熱証書（グリーンエネルギー二酸化炭素削減効果）		t-CO2	
トランジェント削減により削減されたクレジット		t-CO2	
合計（温室効果ガス排出量から控除する量）			

※電気の使用量を減らす控除はできません

STEP4 算定結果及び原単位の設定

【A】 原油換算エネルギー使用量	kl
【B】 温室効果ガス排出量（基礎排出量）	t-CO2
【C】 調整後温室効果ガス排出量（調整後排出量）	t-CO2

【D】 排出原単位	特定事業者	非該当
エネルギーの使用量と密接な関係を 持つ種（売上・建物面積など）		
密接な関係を持つ種（上記）の単位		

特定事業者 非該当



別表 2 地球温暖化係数

温室効果ガス		地球温暖化係数	
二酸化炭素	CO <sub>2</sub>	1	
メタン	CH <sub>4</sub>	28	
一酸化二窒素	N <sub>2</sub> O	265	
ハイドロフルオロカーボン	ハイドロフルオロカーボン	HFC	-
	トリフルオロメタン	HFC-23	12,400
	ジフルオロメタン	HFC-32	677
	フルオロメタン	HFC-41	116
	1・1・1・2・2-ペンタフルオロエタン	HFC-125	3,170
	1・1・2・2-テトラフルオロエタン	HFC-134	1,120
	1・1・1・2-テトラフルオロエタン	HFC-134a	1,300
	1・1・2-トリフルオロエタン	HFC-143	328
	1・1・1-トリフルオロエタン	HFC-143a	4,800
	1・2-ジフルオロエタン	HFC-152	16
	1・1-ジフルオロエタン	HFC-152a	138
	フルオロエタン	HFC-161	4
	1・1・1・2・3・3・3-ヘプタフルオロプロパン	HFC-227ea	3,350
	1・1・1・3・3・3-ヘキサフルオロプロパン	HFC-236fa	8,060
	1・1・1・2・3・3-ヘキサフルオロプロパン	HFC-236ea	1,330
	1・1・1・2・2・3-ヘキサフルオロプロパン	HFC-236cb	1,210
	1・1・2・2・3-ペンタフルオロプロパン	HFC-245ca	716
	1・1・1・3・3-ペンタフルオロプロパン	HFC-245fa	858
	1・1・1・3・3-ペンタフルオロブタン	HFC-365mfc	804
1・1・1・2・3・4・4・5・5-デカフルオロペンタン	HFC-43-10mee	1,650	
パーフルオロカーボン	パーフルオロカーボン	PFC	-
	パーフルオロメタン	PFC-14	6,630
	パーフルオロエタン	PFC-116	11,100
	パーフルオロプロパン	PFC-218	8,900
	パーフルオロシクロプロパン	PFC-c216	9,200
	パーフルオロブタン	PFC-31-10	9,200
	パーフルオロシクロブタン	PFC-c318	9,540
	パーフルオロペンタン	PFC-41-12	8,550
	パーフルオロヘキササン	PFC-51-14	7,910
	パーフルオロデカリン	PFC-91-18	7,190
六ふっ化硫黄	SF <sub>6</sub>	23,500	
三ふっ化窒素	NF <sub>3</sub>	16,100	